

是非ともご理解ください ～「ふぁみちえん」の思い～



1 何故、卒業を目指すのか？

本来、親子交流とはお子さんのため、父母が相互に協力し、双方が責任を持って実施すべきものです。父母間の高葛藤や安全性への懸念に配慮し、第三者機関として「ふぁみちえん」が親子交流の場を提供し、相互調整の支援をしているのであって、「ふぁみちえん」はあくまで親子交流が軌道に乗るまでの「助走期間」なのです。

お子さんの成長に合わせて親子交流の在り方（日時、場所、親子交流時間の過ごし方等）も変化しますが、「ふぁみちえん」ではお子さん一人一人に合わせた柔軟な対応に限界があります。最も重要なことは、お子さんのための充実した親子交流であり、それは父母間で柔軟な調整ができてこそ実現できるものです。「ふぁみちえん」が皆様に支援の当初から「卒業」についてご説明しているのも、そのためです。

そこで、一定期間、問題なく親子交流を続けてきた父母の皆様には、「卒業」に向けた親子交流のステップアップとして、「親子交流フリープラン」への移行をご提案します。

2 親子交流フリープランにはメリットがたくさん！

① 時間が自由

見守り型は「ふぁみちえん」のスタッフが常時必要になるため、どうしても実施できる日時が限定されてしまいます。お子さん、父母の皆様は何らかの用事が発生してしまえば、実施できず、振替の調整も困難です。しかし、「はんだっこ」は毎週末オープンしていますので、**習い事やお仕事の都合をつけながら柔軟に親子交流を実施することが可能です。**

また、いつも「おむすび」や「キドキド」では、お子さんも飽きてしまいますし、年齢に応じた時間の過ごし方に対応できなくなります。フリープランは時間の長さも過ごし方も自由ですので、「はんだっこ」でお子さんの引き渡しをする限り、遠出や宿泊も可能になります。

同居親の皆さんも親子交流時間が長くなることで、ご自身のための時間ができますので、リフレッシュの時間にされてはいかがでしょうか。

② 料金が安い

連絡調整費と、開始時と終了時の「はんだっこ」の利用料金実費分のみとなりますので、**見守り型に比べて格段に安くなります。**

親子交流支援団体の利用料は安くはなく、それが双方の負担となり、結果として利用が抑制されてしまえば、一番の被害者はお子さんです。少しでも負担を軽減する方法を私達は模索し続けていました。

③ 場所が自由

現在は、「はないと」「はんだっこ」にご協力いただいておりますが、父母双方が合意できる民間の一時預かり託児所等があれば「ふぁみちえん」にお知らせください。受渡場所として利用できないか、「ふぁみちえん」から交渉します。名古屋でなくても地方都市でも可能です。ただし、託児所に協力いただけるかは交渉事なので、必ず希望通り利用できるわけではないことはご承知おきください。

3 親子交流フリープランへの移行についてご理解とご協力を！

親子交流フリープランは、支援メニューの一つとして今後広く展開していく予定です。実施しながらご利用の皆様からご意見をいただき、よりよいメニューにしていきたいと思っております。どうぞご協力をお願いいたします。

「はんだっこ」親子交流フリープランのご案内

～親子の絆を深める新しいステップ～



いつも「ふぁみちえん」をご利用いただきありがとうございます。この度、受け渡し見守り支援を一定期間ご利用いただいた方に、卒業に向けた親子交流のステップアップとして、一時預かを利用した「親子交流フリープラン」をご案内いたします。

1. 親子交流フリープランとは？

このプランはスタッフの見守りなしで、別居親の皆様には一定のルールを守っていただいた上で、自由に交流時間を過ごせる仕組みです。

📍 受け渡し場所: 子育て支援センター「はんだっこ」託児室

🏠 住所: 〒475-0857 愛知県半田市広小路町155-3 クラシティ3階

🚗 駐車場: クラシティ4階(ママ)、5階(パパ)に駐車場あり。1時間無料(受付で駐車券提示)

🕒 一日の最長交流時間: 9:30～16:30 双方の合意により自由に設定可能。宿泊も可能！

「はんだっこ」を出てからは自由に過ごし、必ず終了時刻に戻ることに。

💰 料金: 4,800円※半田市民 4,600円(連絡調整1組: 3,000円 一時預かり利用: 1人1時間以内 900円※半田市民 800円×2回)

👤 託児所利用可能時間: 9:00～17:00(毎月第4水曜日、年末年始を除く)

※ 預け入れから30分後がお迎え時間。

2. ご利用方法(例: 10時～16時の親子交流の場合)

📅 ① 日程調整 料金支払い

- ・双方が複数の候補日を利用日の2週間前までに「ふぁみちえん」に連絡
- ・「ふぁみちえん」が日程を調整し、確定日をお知らせ
- ・連絡調整料金3,000円を「ふぁみちえん」に振り込む
- ・初回、親それぞれに「ふぁみちえん会員証」を発行(受け渡し時に必要)

※会員証に必ず父または母の氏名を記入

📄 「はんだっこ」へ予約(0569-22-4188)

・同居親が「はんだっこ」に電話予約 予約希望日時: ○月○日 9:30～10:30

氏名: 9:30 預ける方 10:00 お迎えの方

・別居親が「はんだっこ」に電話予約 予約希望日時: ○月○日 16:00～17:00

氏名: 16:00 預ける方 16:30 お迎えの方

👤 ③ 親子交流の開始(受け渡し)

- ・9:30に同居親が「はんだっこ」に子どもを預ける 「ふぁみちえん会員証」提示

- ・健康チェック表提出
- ・10:00以降に別居親はお迎えに来る。「ふぁみちえん会員証」「身分証明書」を提示
- ・利用時間を確認して署名後、料金の支払い

自由に親子交流を楽しむ。


④ 親子交流の終了(受け渡し)

- ・16:00に別居親が「はんだっこ」に子どもを預ける 「ふぁみちえん会員証」提示
- ・16:30以降に同居親はお迎えに来る。「ふぁみちえん会員証」「身分証明書」を提示
- ・利用時間を確認して署名後、料金の支払い


3. 注意事項


 遅刻時の連絡：予約開始時間に遅れる場合は「ふぁみちえん」に電話してください。

「ふぁみちえん」連絡先： 090-9918-5844(担当:今枝)


 時間厳守：親同士が会わないよう時間が設定されています。約束の時間より早く建物近くや駐車場に到着することは禁止です。


 キャンセル時の連絡：必ず「はんだっこ」と「ふぁみちえん」両方にご連絡ください。

「はんだっこ」連絡先： 0569-22-4188


 キャンセル料について：連絡調整料金3,000円の返金はありません。


「はんだっこ」は前日営業時間内17時までのキャンセルに限り無料。


 フリープラン利用可能な子ども：生後6か月以上未就学児までの子ども。※きょうだいで預ける場合のみ小学生も可。おむつが外れている(自分でトイレに行ける)ことが条件です。※別居親がオムツ交換できる場合は利用可。


 アレルギー・投薬・体調の連絡：連絡事項がある場合は、必ずメモを荷物と一緒にスタッフへ渡してください。※口頭での伝言は受け付け不可。(トラブル防止のため)


また、交流時にケガや体調変化があった場合にも、メモに記載しスタッフに渡してください。

 プレゼントの受け渡し：プレゼントを渡す場合は、事前に「ふぁみちえん」を通じて調整してください。受領拒否があると「はんだっこ」のスタッフが対応に困ります。

 取り決め違反の禁止：審判書・公正証書などの公的な取り決めに対する行為はお互いに強要しないこと。

 「はんだっこ」の利用規約を遵守：利用時は、施設の規約を必ず守ってください。

 「ふぁみちえん」会員規約の遵守：本プラン利用中も「ふぁみちえん」の「会員規約」を守ってください。

 注意事項違反時の対応：本ルールや規約に違反した場合、フリープランだけでなく、すべての支援をお断りする可能性があります。

お子さんとの安心安全で楽しい交流のために、すべてのルールを守ってご利用ください！

4. Q&A(よくある質問)

Q1. 親同士で顔を合わせたくないのですが。

A1. 受け渡しの手順を工夫し、父母が顔を合わせないように調整していますので、ご安心ください。そのためにも、父母共に時間厳守をお願いしています。

Q2. 別居親による連れ去りが不安なのですが。

A2. 「親子交流中の連れ去り・連れ戻し」は未成年者略取罪にあたります。警察も、告訴があれば速やかに対応する運用となっています。



Q3. スタッフの監視がないと不安なのですが。

A3. これまでの親子交流で特に問題がなく、親子関係が良好と判断された場合、常に第三者が監視する環境はお子さんのためになりません。

ただし、規約に違反する行動があった場合は厳正に対応します。

Q4. 子どもの受け渡しを祖父母に頼みたいのですが。

A4. 父母のどちらも代理人による受け渡しも可能です。

- 連絡調整時に伝えること。
- 代理人に「ふぁみちえん会員証」を渡しておくこと。
- 急遽、父母の代理人が受け渡しをする場合は、父母より「はんだっこ」に連絡し、代理人は受付で身分証明書を提示。

Q5. 裁判所で決められた条件とは異なりますが、大丈夫ですか？

A5. 裁判所の決定は「最低限の条件」です。これを上回る条件で親子交流を行うことに問題はありません。

Q6. やっぱり見守り型を続けたいのですが。

A6. フリープランへの移行は強制ではありません。あくまでも双方の合意が必要です。フリープランを利用し、問題があれば見守り型に戻すこともできます。

✨ 安心して親子交流ができるよう、サポートします！😊